

上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

上野原市条例第3号

上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年上野原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の168.75」に改める。

第2条 上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の168.75」を「100分の171.25」に改める。

(上野原市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 上野原市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例(平成17年上野原市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の216.25」に改める。

(上野原市職員給与条例の一部改正)

第4条 上野原市職員給与条例(平成17年上野原市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車

等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項第1号中「次項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「10

0分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年7月1日から施行する。

(上野原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上野原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年上野原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「第6項」を「第10項」に改める。